

## 月次総会議事録

令和4年(第12回)加古川市農業委員会月次総会  
令和4年12月19日(月)

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

### 出席委員

1 佃 辰雄	2 堀本 孝	3 藤田 昌秀
4 坂田 順子	5 田川 澄敏	6 山本 和由
7 岡本 善四郎	8 丸山 良作	9 井郷 豊嗣
10 三原 猛	11 馬田 禧紹	12 前田 祥道
13 藤本 毅	14 東田 富能	<del>15 井相田 つや子</del>
16 原 靖	17 佐伯 眞究	18 都倉 正

### 欠席委員

15 井相田 つや子

### 事務局

局長	稗田 清人	次長	宮武 滋
農地係長	池田 健司	主査	矢富 彰展
農林水産課			
農政係長	畑中 慎介	事務員	若林 侑未

### 現地調査

12月13日(火) 午前8時40分から  
馬田会長、三原総務委員長代理、佃委員、田川委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和4年第12回の月次総会を開催いたします。  
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。  
委員定数 18名  
委員現在数 18名  
本日の出席委員数 17名  
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。  
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、6番 山本 和由委員、7番 岡本 善四郎委員、両名よろしく願います。

議長 それでは議事に入ります。  
議案第140号を議題といたします。議案第140号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。  
この議案は、耕作目的で農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。  
それでは、議案を朗読いたします。  
議案第140号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 八幡町宗佐 [ ]、[ ] 平米。[ ] さんから、[ ] さんへ。

2 八幡町中西条 [ ]、[ ] 平米 外2筆、計 [ ] 平米。  
[ ] さん 外1名から、[ ] さんへ。

3 平荘町山角 [ ]、[ ] 平米 外5筆、計 [ ] 平米。  
[ ] さん 外3名から、株式会社 [ ] へ。新設農家。

議案書2ページをご覧ください。

4 志方町横大路 [ ]、[ ] 平米。[ ] さんから、

■■■■さんへ。

なお、いずれの案件についても申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。また、3番の案件については、新設農家の聞き取り調査を実施しています。

つきましては、別紙、審議参考資料1ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 3番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

都倉委員 議席番号18番 都倉です。12月13日 火曜日、午前10時40分より、馬田会長、三原総務委員長代理と私、事務局3名の合計6名で、議案第140号3番の受人の株式会社■■■■の農場長■■■■さんと申請代理人の松本 眞一行政書士出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。なお、申請者の株式会社■■■■ 代表取締役の■■■■さんは、■■■■さんへの委任状が提出され欠席でした。

今回申請に至った経緯ですが、申請者である■■■■さんは経営されている会社の太陽光発電事業を通じて農家とのつながりができ、これからの農業を考えるきっかけとなったそうです。優良な農地を活かして効率のよい、データに基づく農業をしようと法人を設立したのち、企画・研究をしながら農地を探していたところ、近隣に集中する農地を譲渡いただけることになり、申請に至ったそうです。

主に営農を担われる■■■■さんは、大学で農業を学ばれたあと野菜や花のポット苗を生産する会社で生産業務に携わっていたとお聞きしました。化学肥料や農薬で栄養価の高い野菜の生産を目指そうと考えられた時期もあったそうですが、生物生理や自然の法則に沿った栽培理論に出会い、体に優しい、自然の雨風にさらされる露地で有機栽培の野菜を生産していくことにされたそうです。20種類あまりの野菜を栽培される計画にされていますが、生産された野菜は、協力会社の販売経路を利用して定期的に提供しようと計画されています。

会社から申請地までは車で10分程度の近い距離にはありますが、農業を通して関わりを持つことになった地域です。地域の水入れや草刈などの慣習に馴染み、農業関係団体等ともコミュニケーションを図りながら、地域の一員として農業に取り組んでいただきたいと思います。

申請地での営農が軌道にのれば、耕作面積を増やしていきたいとお聞きしました。規模が拡大すると、農機具や収穫した野菜を梱包する場所なども必

要になってきます。この辺りは農業に適した農用地ではありますが、農業上必要な設備などを安易に設けられる地域ではありません。予め手続きが必要になる場合があるため、事務局へも相談してほしいと伝えました。

聞き取りの結果、現時点での計画による営農の問題はないと思われま  
す。  
以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わ  
りました。議案第140号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第140号について、許可することに決  
定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第140号について、許可することに決定いた  
します。

議長 次に、議案第141号を議題といたします。

議案第141号の12件については、11月11日から12月5日までに、  
農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地  
の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、  
事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第142号を議題といたします。

議案第142号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書8ページ、審議参考資料2ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許  
可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事  
に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第142号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添  
付のこと。

1 野口町水足■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■平米。■■■■■■■■■■さん。道路用地、始  
末書添付。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料2ページのとおり、事務局書面審査、  
定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する

許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

田川委員 議席番号5番 田川です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年12月13日、調査者は、馬田会長、三原総務委員長代理、佃委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第142号の1番。申請の土地の位置は水足の西、現況は道路。申請地の周囲は、東が道路、西が畑、南が道路、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、橘推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第142号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第142号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第142号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第143号を議題といたします。

議案第143号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書9ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第143号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 八幡町上西条■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。住宅用地、建築許可申請併願。

2 東神吉町出河原■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■さん 外1名から、株式会社■■■■へ。太陽光発電

設備設置用地。上申書添付。

なお、2番の案件については、隣接農地の所有者からの同意書が添付されていないため、聞き取り調査を実施しています。

いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料3ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

田川委員 議席番号5番 田川です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年12月13日、調査者は、馬田会長、三原総務委員長代理、佃委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第143号の1番。申請の土地の位置は上西条の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、西が道路、南が雑種地、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、八代醍推進委員、藤田推進委員でした。

次に、議案第143号の2番。申請の土地の位置は出河原の北、現況は休耕田及び畑。申請地の周囲は、東が畑・雑種地、西が宅地、南が田、北が田・水路・道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、井郷委員、磯野推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番の案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査された委員の報告をいただきます。

井郷委員 議席番号9番 井郷です。議案第143号の2番について、隣接農地所有者からの同意書の添付がなく、上申書を提出されている件について、12月13日 火曜日、馬田会長、三原総務委員長代理と私、事務局3名の合計6名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

本件では隣接農地の所有者2名からの同意書がなく、1名は出席されませんでした。1名は所有者本人とその息子さんが出席されました。

対象地は、諸事情あって所有者の親戚が耕作されていること、転用事業者と話したことはないとのことでした。太陽光発電が設置されることにより、熱がこもったり、重金属に汚染された水により農地に影響があるのではないかと不安があるとのことでしたので、事務局が間に入って、転用事業者から話を聞くように促しました。

次に、申請者■■■■■■■■■■の■■■■さんと■■■■さん、申請者の代理人である行政書士の石井さんの3名から、聞き取りを行いました。隣接農地所有

者の2名から同意書が取れなかった理由は、1名は訪問や文書の送付によっても連絡が付かなかったこと、もう1名は草刈りなどの協議に時間をとりたいため、転用自体には反対ではなく同意書のない状態で申請してもよいと言われたとのことでした。袋地となっている農地への進入路を確保することを約束し、連絡のつかなかった所有者と、その農地の耕作者について、事務局を介して事業を説明するように依頼して聞き取り調査を終了しました。

聞き取り調査の結果、周辺の農業への支障はないものと思われま

す。その後、事業者より連絡があったか、事務局から報告をお願いします。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局、補足説明をお願いします。

事務局 失礼します。聞き取り調査のあと、事業者から聞き取りに出席いただいた隣接農地所有者とその息子さんに事業内容を説明されており、所有者からも事業内容について確認できたと聞いています。耕作者についても、その日の夕方に電話をして、事業内容について協議できたと申請者より連絡がありました。

また、聞き取り調査に欠席されたもう一方の所有者が、聞き取り調査の翌日に事務局に来局され、他の所有地でも隣の太陽光発電の雑草が適切に管理できておらず困っている。これまで、同意を貰いに来られた時に草刈りの話をしてきたが状況が変わらないため、今回はサインをされなかったとのことでした。

以上です。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び現地調査された委員の報告は終わりました。議案第143号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第143号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第143号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第144号を議題といたします。

議案第144号の3件については、11月11日から12月5日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局

の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第145号を議題といたします。

議案第145号の15件については、11月11日から12月5日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第146号を議題といたします。

議案第146号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書16ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第146号 非農地証明願承認のこと。

1 八幡町下村■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和63年。

2 八幡町上西条■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■

■■■■さん、■■■■は昭和13年、■■■■は昭和46年。

なお、いずれの案件についても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

佃委員 議席番号1番 佃です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年12月13日、調査者は、馬田会長、三原総務委員長代理、田川委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第146号の1番。申請の土地の位置は下村の北。申請地の状況は駐車場となっており、申請どおりかと思われれます。

次に、議案第146号の2番。申請の土地の位置は上西条の東。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われれます。以上2件、地元立会委員は八代醍推進委員、藤田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第146号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、議案第146号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第146号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第147号を議題といたします。  
議案第147号の3件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第148号を議題といたします。  
議案第148号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書18ページをご覧ください。

この議案は、改正農地法施行日、平成21年12月15日より前に相続税の納税猶予の適用を受けて、この度20年を経過しようとするもので、その利用状況を確認し税務署に報告するものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第148号 相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況確認のこと。

1 野口町坂井■■■■、■■■■平米 外3筆、計■■■■平米。■■■■

■■■■さん。

2 尾上町池田■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。

■■■■さん。

なお、いずれの案件につきましても、地元委員により、対象農地を自ら所有し、自ら耕作しているとの報告を頂いております。

以上よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第148号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第148号について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第148号について、原案のとおり、加古川税務署に利用状況を回答することに決定いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第149号を議題といたします。

議案第149号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の若林と申します。

この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第149号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書20ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける戸数6戸。貸し手に当たります、利用権を設定する戸数7戸。筆数15筆、面積6,639.35平米です。

続きまして、21ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書22ページの各筆明細をご高覧ください。1番から14番までについては、令和5年3月31日に現在の利用権設定が終期を迎えるものの再設定です。また、15番については、今回の計画に挙げている部分を含む農地を農地中間管理事業を活用して貸借しておりました。しかし、利用権の設定後に、ひょうご農林機構より、農業用施設用地を農地中間管理事業の対象とすることはできない、という話があり、今回の計画に挙げている部分が機構との貸借から除外されました。それを受けて、農業用施設用地の部分のみ、今回の計画に挙げられています。

これらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料5ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18

条第3項に規定する要件に該当していると考えております。  
以上、よろしくご審議願います。

議長 諮問原課の議案朗読及び説明は終わりました。議案第149号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、議案第149号について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第149号について、原案のとおり決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時00分)

加古川市農業委員会

会長 馬田 禧 紹

令和4年12月19日

署名委員 (6番)

署名委員 (7番)